

健健安第 1713 号
平成 26 年 1 月 17 日

市内医療機関各位

横浜市保健所長

新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画の作成について（依頼）

日頃から、横浜市の保健医療行政につきましてご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 25 年 4 月施行）に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」において、「新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定を進めることが重要」とされており、全ての医療機関に診療継続計画の作成が求められています。

また、これを受け、本市行動計画においても診療継続計画の作成を要請するとしていきます。

つきましては、各医療機関において診療継続計画の作成をお願いするとともに、作成にあたっては次の手引きを参考としていただきますようお願いいたします。

<日本医師会作成版>

- ①「新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画（案）」（診療所向け）

<厚生労働科学研究費補助金研究事業>

- ②新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画作りの手引き
（診療所、小規模・中規模病院向け）
- ③平成 25 年政府行動計画・ガイドラインを踏まえた
「医療機関における新型インフルエンザ等対策立案のための手引き」
（大規模・中規模病院向け）

上記①～③は、以下の日本医師会ホームページからダウンロードできます。

http://www.med.or.jp/jma/kansen/novel_influenza/001711.html

（日本医師会 診療継続計画で検索できます。）

参考に、①日本医師会作成版を添付しております。

【担当】

横浜市健康福祉局健康安全課
新型インフルエンザ等対策担当
TEL：045-671-2445

平成 26 年 1 月 17 日

市内薬局、訪問看護ステーション、助産所 御中

横浜市保健所長

新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画の作成について（依頼）

日頃から、横浜市の保健医療行政につきましてご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 25 年 4 月施行）に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」において、「新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画（業務継続計画）の策定を進めることが重要」とされており、全ての医療機関に業務継続計画の作成が求められています。また、これを受け、本市行動計画においても作成の要請について記載しています。

つきましては、各医療機関における業務継続計画の作成をご依頼します。なお、業務継続計画は主たる事務所又は事業所に備え付けるものであり、提出を求めるものではありません。

<業務継続計画に記載すべき事項>

- ・ 新型インフルエンザ等発生時の業務継続方針
- ・ 新型インフルエンザ等発生時の重要業務、縮小業務及び休止業務の分類並びに重要業務の継続方針
- ・ 新型インフルエンザ等発生時の重要業務継続のための具体的方策
- ・ その他必要な事項（特定接種の実施に必要な事項等）※特定接種については、別添通知参照

○作成にあたり、病院・診療所の診療継続計画作成の手引きが示されていますので、参考までにお知らせします。

<日本医師会作成版>

- ①「新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画（案）」（診療所向け）

<厚生労働科学研究費補助金研究事業>

- ②新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画作りの手引き
（診療所、小規模・中規模病院向け）
- ③平成 25 年政府行動計画・ガイドラインを踏まえた
「医療機関における新型インフルエンザ等対策立案のための手引き」
（大規模・中規模病院向け）

上記①～③は、以下の日本医師会ホームページからダウンロードできます。

http://www.med.or.jp/jma/kansen/novel_influenza/001711.html

（日本医師会 診療継続計画で検索できます。）

【担当】

横浜市健康福祉局健康安全課
新型インフルエンザ等対策担当
TEL：045-671-2445